

議 長 日程第7「議案第7号松田町寄簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第7号松田町寄簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和5年3月2日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。寄地区において、水道使用開始時にかかる初期負担額を減少させることで、新規居住者等の増加を促進し、使用料等の増収に結びつけ、事業会計の安定化を図ることを目的として、加入負担金額の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、議案第7号松田町寄簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明をさせていただきます。

寄地区におきまして、水道使用開始時にかかる初期負担額を減少させることで、より多くの方に移住先として寄を選択肢に入れていただき、住んでいただき、水道を使っていただく人を増やすため、加入負担金の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、議案の3枚目、最後のページをお願いいたします。参考資料、新旧対照表を御覧ください。右が現行、左が改正案でございます。別表第2、第5条関係の金額につきまして、現行、メーター口径13ミリが30万円を15万円に、20ミリが40万円を20万円に、25ミリが75万円を35万円に、40ミリが150万円を100万円に、50ミリが360万円を200万円に変更するものでございます。

恐れ入ります、1ページお戻りいただき、議案改正文を御覧ください。附則でございます。この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

6 番 井 上 寄簡易水道事業のですね、加入負担金をですね、減額するというところで、これは提案理由にもありますように、新規居住者等の増加を促進をするための施

策だということで理解をしております。寄簡易水道事業会計は、なかなか厳しい状況であるからというふうには理解をしています。ここです、件数的には13ミリが一番多いのかなというところで、それが30万円が15万円に、2分の1になるという一部改正条例ですが、そのことですね、差額の15万円、例えば令和5年度で新規の居住者が簡易水道事業の利用を開始するという場合ですね、その15万円については、一般会計負担というのが当然かなというふうにも思っています。その辺がどうなっているのか。

令和5年度の予算を見ますと、寄簡易水道特別会計の中で繰入金ですね、令和5年度、2,135万9,000円と60万円増額をしています。この増額分というのが、この加入負担金を減額したことに対する該当分なのかどうなのか。違うのであればその部分の差額はどうするのか、それについてお伺いをいたします。

環境上下水道課長 まず、令和5年度の予算につきましては、まだ条例が改正していない計算でおりますので、その一般会計の繰出金というのは、あくまでも今までどおりのものでございます。

一応ですね、今回この半額にしたものの、先ほどの条文でも最初お話ししたとおり、できるだけ人に入ってきていただきたいということで、年数としましては、この15万円の差を1世帯でどのくらいの年数で元が取れるかという、大体8年ぐらいかかれば元が取れることになっているんですが、例えば今、平均年間2世帯ぐら이가新たに加入負担金の対象となっているんですが、これが、加入負担金が安くなったことによって、例えば倍入ってきていただければ今と同じ状況なるというような考えでございまして、あくまでも人口の増加策ということで、そのような考えで予算を考えております。以上です。

6 番 井 上 令和5年度のほうは、この部分の引き下げ分、加入負担金の引き下げ分を一般会計で負担をするということは計上していないという回答ですが、考え方はですね、補正じゃなくてもいいんですけどもね、最終的に決算なり令和6年の3月補正なりで、その差額分については、15万円を引き下げた部分の補填というのが一般会計に求めるのかどうなのか、その辺についてはいかがですか。

環境上下水道課長 現時点では、一般会計に頼るというふうには考えていないんですが、もしも

それなりな金額が出てくるようでしたら、補正をする可能性もございます。以上です。

6 番 井 上 前の質問でも言ったとおりですね、なかなか、加入負担金というのは、そういった設備等をですね、維持するために、現行は30万円ということで、やはりそれだけの加入負担金を払っていただいたもので今後の例えば水道メーター代とかですね、いろんな設備の維持管理にやるのに、本来30万円必要なんだよ。ただ、それを、人口増加策を期待をしてということであればね、当然そこは一般会計が負担をすべき。町のほうの政策としてそれをやるんだということであるんでしょから、余裕があればね、寄簡易水道事業に余裕があれば、その分は寄簡水で見ますよということもいいんでしょうけれども、私はそういうふうには余裕がない、なかなか、例えば施設とかですね、そういったものが故障をすれば、その部分は起債なり一般会計からの繰出金を増額するというので今まで対応してきたというふうに理解していますので、一般会計がですね、その分は本来補填をするべきじゃないかなというふうに考えますので、その辺を含んだ中でですね、実際にどれだけのこの加入負担金の減額にする該当者が出たかということで、またその部分についてはですね、補正、決算等で検討をしていただきたいということで終わります。以上です。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認め、質疑を打ち切ります。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第7号松田町寄簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のと

おり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。